

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年12月25日

【会社名】 株式会社LIFULL

【英訳名】 LIFULL Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 井上高志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地4

【電話番号】 03-6774-1603

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経営推進本部長 阿部和彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地4

【電話番号】 03-6774-1603

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経営推進本部長 阿部和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社LIFULL大阪支店
(大阪市北区梅田三丁目3番10号)
株式会社LIFULL名古屋支店
(名古屋市西区名駅三丁目10番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、オーストラリア証券取引所に上場しているオーストラリア会社法（以下「豪州会社法」といいます。）に従って設立されたMitula Group Limited（以下「Mitula」といいます。）の発行済株式の全部を取得することを目的として、当社の普通株式及び現金を対価とした豪州会社法に定めるスキーム・オブ・アレンジメントによりMitulaを完全子会社化する取引（以下「本件買収」といいます。）に関して、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、2018年5月9日付で臨時報告書を提出し、また、2018年11月22日付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、当該臨時報告書の記載事項のうち、特定子会社の「異動の年月日」に変更があり、また、子会社取得の対価の額が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 [報告内容]

1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)
 - (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
 - (3) 当該異動の理由及びその年月日
異動の年月日
2. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)
 - (3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)
 - (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

(訂正前)
異動前 個
異動後 未定個

(訂正後)
異動前 個
異動後 219,530,625個
 - (3) 当該異動の理由及びその年月日
異動の年月日

(訂正前)
2019年1月頃(予定)

(訂正後)
2019年1月8日

2. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

(訂正前)

取得対象子会社の取得の対価は、当社普通株式及び現金となります。対価となる当社普通株式の数、及び対価となる現金の金額は現時点で未確定であります。また、取得に直接要するアドバイザー費用等の金額についても現時点では未確定であります。

(訂正後)

当社の普通株式	15,450,770株 (12,020,699,060円)
現金	29,059,566.40豪ドル (2,331,158,416.608円) (注) 1.00豪ドル = 80.22円 (2018年12月20日現在の株式会社みずほ銀行の豪ドル対顧客電信直物売買相場の仲値) により計算しています。
アドバイザー費用等 (概算額)	未確定
合計 (概算額)	未確定

以上